

短期入所療養介護 葵の園・長岡 重要事項説明書 ユニット型

1 介護老人保健施設 葵の園・長岡概要

(1) 提供できるサービスの種類

(介護予防) 短期入所療養介護

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・長岡
事業所番号	1570203727
所在地	新潟県長岡市稻保南3丁目882番2
法人名	医療法人 晴生会
施設長	立川 厚太郎
電話番号	0258-24-1100
サービスの種類	(介護予防) 短期入所療養介護
その他サービス	介護老人保健施設・(介護予防) 通所リハビリテーション

(3) 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	0.4人			医学的管理
看護職員	4人以上		0.4人以上	医学的管理に基づく看護
介護職員	10人以上		2人以上	介護に関する全般
理学・作業療法士 言語聴覚士	1人以上			機能訓練
支援相談員	1人以上			利用者及び御家族との相談・指導等
管理栄養士	1人以上			栄養管理及び食品の安全衛生
介護支援専門員	1人以上			施設ケアプランの作成
事務職員	必要数			施設内の庶務・総務
その他	必要数			施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定員	40名 ※(介護予防) 短期入所療養介護含む		
ユニット数	4ユニット(1ユニット 10名)		
居室	個室	40室(40名)	浴室
	診察室	1室	機能訓練室
			3室(個浴室・特殊浴室)
			1室

2 介護保険適用となる利用料金 (料金表1参照)

※介護保険法改正に伴い、利用料金が変更となる場合があります。

3 その他の自費となる料金 (料金表2参照)

※物価高騰などにより、料金が変更となる場合があります。

○支払方法

- 毎月 15 日前後に前月分の請求書を発行いたします。なお、支払い方法については指定の銀行口座振替を基本とし、それ以外の支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

4 入退所の手続

(1) 入所手続

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の医療機関または介護保険施設・介護福祉施設等へ入院・入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合（この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金のお支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

このいづれかの場合は30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

5 送迎地域

長岡市内の送迎を行います。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、医学的管理下における看護、介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上のお手伝いを行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用において

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
異性による身体介助	有	入浴・排泄介助を含む介護全般
従業員への研修の実施	有	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有り

(3) 施設利用にあたっての留意事項

①面会

面会時に面会簿へ必要事項の記入してください。

	時間については、面会ルールを記載している書類を参照してしてください。
②外出・外泊	原則3 日前までに外出・外泊届を提出してください。
③飲酒・喫煙	禁止とさせていただきます。
④設備・備品の利用	定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
⑤私物の持込	品物によって制限させていただく場合があります。
⑥貴重品の持込み	原則としてお断りいたします。
⑦施設外での受診	外泊時に受診される場合は事前にご連絡をください。
⑧宗教活動	お断りいたします。
⑨ペットの持込	お断りいたします。
⑩飲食物の持込	別紙参照
⑪食事止めの締め切り時間	以下の時間を過ぎての食事止めの依頼があった場合には、食事料金を請求させていただきます。 朝：前日 17 時 30 分まで 昼：当日 10 時まで おやつ：当日 12 時まで 夕：当日 16 時まで

7 緊急時の対応方法

利用者の容体の変化等があった場合は、当該施設医師により必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 事故発生時の対応

- 施設は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入居者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 施設は、入居者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、契約書「損害賠償」の頁に基づき、損害賠償を行います。
- 事故の原因を究明し、再発防止に努めます。

9 他科受診

老人保健施設入所中において医療機関の診療を受ける場合、診療内容が医療保険請求できるものにつきましては医療保険で定められている一部負担金をお支払いただきます。

老人保健施設で通常行える内容の診療行為については保険請求が出来ません。

入所中に医療機関に受診される場合は、施設医師から医療機関の医師に診療情報の提供が必要である為、必ず支援相談員に確認をしていただくようお願い致します。

10 非常災害対策

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） | 年2回以上 |
| （うち1回は夜間を想定した訓練をおこなう） | |
| ② 利用者を含めた総合避難訓練 | 年1回以上 |
| ③ 非常災害設備の使用方法の徹底 | 隨時 |

11 虐待の防止のための対応

- 虐待の防止のための指針に基づき対応します。
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- 虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- サービス提供中に、施設職員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報いたします。

12 ワクチンの接種（有料）

集団感染防止のため、冬場に入所されている利用者にインフルエンザワクチンを接種いたします。

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

① 施設ご利用相談・苦情担当

担当 支援相談員

0258-24-1100

② その他

当施設以外に行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

長岡市市役所 介護保険課

0258-39-2245

長岡地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課

0258-33-4930

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

025-285-3022

1 4 協力医療機関等

① 医療法人誠心会 吉田病院

住所：長岡市長町1丁目 1668 番地

電話：0258-32-0490

② 新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央綜合病院

住所：長岡市川崎町 2041 番地

電話：0258-35-3700

③ ひまわり歯科

住所：新潟県長岡市川崎 2-2478-1

電話：0258-37-7778

1 5 当法人の概要

① 名称・法人種別 医療法人 晴生会

② 代表者役職・氏名 理事長 新谷 正義

③ 本部所在地・電話番号 茨城県鹿嶋市宮中 1995-24

電話：0299-82-7911

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所療養介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。また、本書を2通作成し、利用者、説明者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

所 在 地 新潟県長岡市稻保南3丁目882番2

名 称 医療法人 晴生会

介護老人保健施設 葵の園・長岡

説明者 氏名

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

重要事項説明について、認知症などの理由で本人による同意が困難な場合はご家族または代理人（成年後見人等）による代筆をお願い致します。

利用者 氏名

印

家族（代理人・保証人）氏名

印

利用者との続柄 ()

料金表1

① 基本料金

・施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの単位数です。介護保険負担割合証に準じた請求額になります。）

	ユニット型個室
要支援1	668 単位
要支援2	826 単位

	ユニット型個室
要介護度1	880 単位
要介護度2	954 単位
要介護度3	1016 単位
要介護度4	1072 単位
要介護度5	1128 単位

各 加 算	介護保険単位数
夜勤職員配置加算	24 単位／日
個別リハビリテーション実施加算	240 単位／日
認知症ケア加算	76 単位／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）	200 単位／回
緊急短期入所受入加算（7日やむを得ない事情がある場合は14日を限度）	90 単位／日
若年性認知症入所者受入加算1	120 単位／日
若年性認知症入所者受入加算2	60 単位／日
重度療養管理加算1（要介護4・5に限る）	120 単位／日
重度療養管理加算2（要介護4・5に限る）	60 単位／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	51 単位／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）	51 単位／日
送迎加算（片道につき）	184 単位／回
総合医学管理加算（利用中に10日を限度）	275 単位／日
口腔連携強化加算（月1回限度）	50 単位／回
療養食加算（1日に3回を限度）	8 単位／回
認知症専門ケア加算（I）	3 単位／日
認知症専門ケア加算（II）	4 単位／日
緊急時治療管理1	518 単位／日
サービス提供体制強化加算（I）	22 単位／日
サービス提供体制強化加算（II）	18 単位／日
サービス提供体制強化加算（III）	6 単位／日
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の-10%
業務継続計画未実施減算	所定単位数の-3%
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の-1%
介護職員等処遇改善加算（I）	介護保険請求合計 単位数×7.5%

② 食費

・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階②	第4段階
要支援1・2 要介護1～5	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,850円/日

※行事・外出企画など、特別な食事を提供する場合、実費がかかる場合があります。

③ 居住費

- ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
個室	880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,100円/日

料金表2

・行事材料費	110円/回 (税込)
・文書作成料	入所証明および利用料金等に係る証明 各種診断書及び医師の証明が必要なもの
	1,100円 (税込) 3,300円 (税込) から
・理美容代	2,500円 (税込)
・健康管理料	実費 (インフルエンザ予防接種等に係わる費用)
・洗濯代 (業者依頼)	600円／1ネット (税込)
・リース類 (業者依頼)	タオル類リース 158円/日 (税込) 衣類リース 225円/日 (税込)
※業者依頼希望の方は別途に申し込んでいただきます。	
・電気代	55円/日 (税込)
・テレビレンタル代 (電気代を含む)	165円/日 (税込)
・その他購入品 (全て税込)	
○歯ブラシ 204円	○義歯用歯ブラシ 204円
○口腔内清掃用ブラシ 385～649円	○口腔スponジ (50本) 1,320円
(くるリーナブラシ、モアブラシ 等)	
○ふた付きコップ 591円	○マウスウォッシュ (アルコール入) 693円
○口腔ケアティッシュ 638円 (詰め替え用 528円)	
○口腔ジェル 825円	○義歯洗浄剤 (132錠) 1,045円
○歯磨き粉 231円	○ティッシュ 110円
○ボディクリーム 825円	○入れ歯ケース 165円